

長期優良住宅認定申請に係る技術的審査手数料一覧表

(平成31年(2019年)4月1日 一部改訂)

一戸建ての住宅(新築)

表1 (消費税込金額、単位:円)

一棟の延べ面積(m <sup>2</sup> )	技術的審査				
	確認申請との併願	かつ、設計住宅性能評価申請との併願審査	単独申請	かつ、設計住宅性能評価申請との併願審査	
100以下	一般	49,300	24,700	98,600	49,400
	兼用住宅	59,100	29,600	118,300	59,200
	型式等	40,100	19,500	80,200	39,000
	兼用住宅	48,100	23,400	96,200	46,800
100超～300以下	一般	57,500	28,800	115,000	57,600
	兼用住宅	69,000	34,500	138,000	69,100
	型式等	51,300	25,700	102,600	51,400
	兼用住宅	61,500	30,800	123,100	61,600
300超～	一般	79,100	39,000	158,200	78,000
	兼用住宅	94,900	46,800	698,400	93,600
	型式等	63,700	31,900	127,400	63,800
	兼用住宅	76,400	38,200	152,800	76,500

備考

- 1 本表は基本額とし、機関が想定していないREJが想定していない工法等(プログラムの種類、構造強度に係る計画をいう。)であると認める場合は、上表の規定にかかわらず、申請内容を勘案して見積りとしていただきます。
- 2 変更申請の場合は、当初の申請で適用された技術的審査料金の2分の1(算出した額に10円以下の端数が生じたときは当該額を切捨てた額)とします。(表2において同じ。)
- 3 上表において型式等とは、次に掲げる構造とします。(表2において同じ。)
  - 1) 住宅型式性能承認を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写しが添えられている場合に限りです。
  - 2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者認証書の写しが添えられている場合に限りです。
- 4 適合証を再発行する場合の手数料は、一通につき1,100円(税込金額)とさせていただきます。(以下同じ。)

一戸建ての住宅以外の住宅(新築)

表2 (消費税込金額、単位:円)

一棟の延べ面積(m <sup>2</sup> )	全て
すべての床面積の区分	別途見積り

一戸建ての住宅(増築・改築)

表3 (消費税込金額、単位:円)

	法第6条第1項第一号「長期使用構造等」に限る技術的審査(以下、本表において「6区分」という。)	6区分及び、左記以外の技術審査(7～9区分)
標準	86,400	88,600
評価書等(耐震性の審査が省略できるもの又は、省エネルギー対策の審査が省略できるもの)有り	64,800	66,900

備考(一戸建ての住宅以外の住宅(増築・改築))において同じ。

- 1 「耐震性の審査が省略できるもの」とは、増改築しない部分の審査において、平成27年国住指発第3435号別表第2に示された認定耐震診断方法(「木造住宅の耐震診断と補強方法((一財)日本建築防災協会)」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」(時刻歴応答解析における方法を除く。))などで耐震性の結果が確認できるものをいい、それ以外による場合は標準額に別途見積りした額を加算する。
- 2 「省エネルギー対策の審査が省略できるもの」とは、増改築しない部分の審査において、次に定める疎明図書(設計図書があるものに限り)により等級4以上の確認ができるものとする。
 

ア 新築時の長期優良住宅技術的審査の適合証	イ 新築時の建設評価書
ウ 低炭素建築物新築等計画技術的審査の適合証	エ 【フラット35】Sの適合証明

一戸建ての住宅以外の住宅(増築・改築)

表4 (消費税込金額、単位:円)

	法第6条第1項第一号「長期使用構造等」に限る技術的審査(以下、本表において「6区分」という。)	6区分及び、左記以外の技術審査(7～9区分)
標準		
評価書等(耐震性の審査が省略できるもの又は、省エネルギー対策の審査が省略できるもの)有り	別途見積り	

備考

- 1 手数料は、「申請戸数×単価」+「共用部加算」の算定ほうほうとなります。
- 2 住戸の配置、プラン数によって、合理的に審査を行うことができると機関が判断できる場合は、「申請戸数」を軽減する等見積りとしてさせていただきます。